誤った労災保険請求手続きを行わないために

~災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の 種類・受理される書類の作成等を具体的にわかりやすく解説~

主催(一社)三田労働基準協会

(一社) 大田労働基準協会

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による災害に対して所定の給付を行うことを目的としています。災害が発生した際、状況に応じて迅速、かつ、内容に応じた請求書による手続きが求められることになりますが、初期の対応を誤るとその後の事務処理が複雑になり、労災保険給付が遅れることもあります。労働基準監督署で労災保険請求手続きを行い、労災保険請求業務を熟知した元労災監察官から、具体的事例も踏まえ、災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の種類・受理される書類の作成等をわかりやすく解説いたします。

- 1 日 時 2026年2月5日(木) 13:30~16:00 受付13:00~
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1 階研修センター 港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講師 **高橋健**氏(特定社会保険労務士、元労災監察官)
- 4 内 容 (1) 労働災害発生後すみやかに確認する事項
 - (2) 使用する保険・手続き
 - (3)請求書の種類の判断
 - (4) 監督署に受理してもらい、スムーズに処理してもらうための書類作成の注意点
 - (5) 平均賃金の算定
 - (6) その他 (死傷病報告等)
- 5 受講料 協会会員 5,500円 それ以外の方 7,700円(資料代・税込)
- 6 定 員 30名(先着順)
- 7 申込方法等
- ① 申込:裏面「申込書」に記入し1月29日(木)までに大田労働基準協会 Fax 03-3738-0128 してください。
- ② 受付:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者に Fax 返信いたします。
- ③ 振込:受講料は受講票到着後1月29日(木)までに次の銀行口座にお振込みください。 (振込手数料はご負担願います)
 - •銀 行 名 三井住友銀行 蒲田支店
 - 普通預金 □座番号 3687394
 - 口座名称 一般社団法人大田労働基準協会
 - ※振込人名の前に、講習会の開催日をご記入ください。(例 020500カイシャ)
- ④ 受講取消:1月29日(木)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
- 8 問合先 大田労働基準協会 電話:03-3738-0118 FAX:03-3738-0128
- *この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

受付日		受講番号	
-----	--	------	--

誤った労災保険請求手続きを行わないために

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票

(2026年2月5日(木) 13:30~16:00 受付13:00~)

申込 Fax (一社) 大田労働基準協会事務局 あて Fax 03-3738-0128

いずれか、Oを お付け下さい	・三田会員 ・会員以外	• 品川会員	• 大田会員	• 渋谷会	ミ員 ・新宿会員 ・池袋協会
事業場名					
所 在 地					
電話			FAX近	区信用	
申込担当者			1		
職・氏名					
ラリガナ 参加者氏名					
メール案内 要・否	担当者のメールアドレス				

- 注:① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。
 - ② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提示ください。
 - ③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用ください。

<会場案内図>

一般社団法人					
三田労働基準協会ビル					
1階研修センター					
港区芝4-4-5					
Tel 03-3451-0901					
最寄駅					
地下鉄三田駅					
A9 出口徒歩 1 分					
JR 田町駅					
三田(西)口					
徒歩8分					
協会					

使用欄

